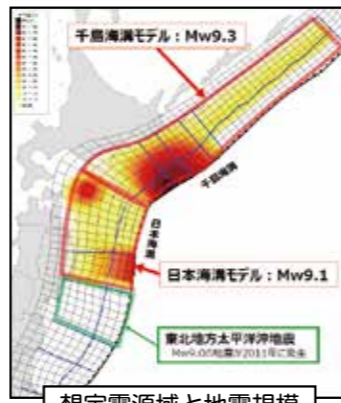


後発地震への備え

防災ワンポイントコーナー

近年、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波の発生に備えて、各種の施策・計画の策定が推進されていますが、マグニチュード7以上の地震が発生した場合、数日以内に、さらに大きなマグニチュード8クラス以上の地震発生の可能性が高まると言われています(出典/『北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン』令和4年11月8日・内閣府)。平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震(マグニチュード9)の2日前にマグニチュード7.3の地震が発生したのは、その一例です。



後発地震の発生事例

歴史上、後発地震が必ず発生したわけではありませんが、巨大地震が発生した際の甚大な被害を軽減するため、後発地震への注意が大切です。家具の固定や安全な避難場所・避難経路の確認、非常持出品を常に携帯しておくなどして備えましょう。

今年の干支は「癸卯(みずのとう)」です。ウサギは長い耳で危険を早く知り、危険が迫れば「脱兎の如く」大急ぎで逃げ出すので、防災のイメージにピッタリです。今年も大きな災害なく、地域の皆さんと一緒に安心安全に過ごせるよう、ウサギのような「耳と足」で防災意識を高めていきましょう。

問い合わせ先/役場総務課防災情報係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)

もしもの時に備えて 「わたしの覚え書きメモ」を活用しませんか

「覚え書きメモ」とは、意思を表示することがむずかしくなった時や、亡くなった時などいざという時のために、自分の希望や大切な人へのメッセージなどを記しておくためのメモ帳です。

「もしもの」時のために、ご家族や知人に「自分の想い」を伝えられるよう元気なうちから準備を進めていくことが大切です。万が一自分の意思をきちんと伝えられなくなっても、ご自身の気持ちが尊重された生活を安心して送るための覚え書きとしてこのメモを活用することができます。「覚え書きメモ」を使いながら、家族内やグループ内で話し合ってみませんか？

配布の希望がありましたら問い合わせ先までご連絡ください。担当職員が伺い、「人生会議」についてお伝えしながら、直接皆さんへお渡しします。



◆対象/町民の方
(65歳以上の方を含むグループ、家族など)

申し込み・問い合わせ先/役場福祉課地域包括支援係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)

弟子屈町斎場のご利用にあたって

町斎場をご利用になる場合の注意事項などについてお知らせします

■斎場を利用するには

- 電話などによる予約は受け付けていません。斎場を利用するには、役場窓口か川湯支所への死亡の届け出が必要です。

■火葬当日の注意点

- 火葬当日は、死亡の届け出の際に町から発行される「火葬許可証」を斎場に提出してください。
- 出棺前には必ずドライアイスを取り除いてください。
- 腕時計など貴金属製品、プラスチック製品などの副葬品の自粛にご協力ください。

■待合室のご利用について

- 死亡届を受理した時点で、待合室を1室ご用意します。
- ごみは町指定のごみ袋に入れて、斎場前の集積箱に投入してください。町指定のごみ袋をご用意いただけない場合はお持ち帰りください。

- 待合室やロビー、給湯室の使用後は使用者の責任において必ず後片付けをし、清掃を行った上で、施設管理人の確認を受けてください。

■新型コロナウイルス感染症の拡大防止について

- 来場される方の人数は、可能な限り少なくなるようにご配慮をお願いします。
- 以下の方については、来場することを控えるようにしてください。
 - ①新型コロナウイルス感染症陽性反応者との濃厚接触者にあたる方
 - ②咳や発熱などの症状がある方
 - ③感染により持病などの重症化が懸念される方
- 来場される方は必ずマスクを着用し、こまめな手洗いやアルコール消毒にご協力ください。
- 待合室での会食の際は、食事中以外は必ずマスクを着用してください。

■斎場使用料(「火葬許可証」を発行する際にお支払い頂きます)

- 亡くなられた方が弟子屈町民の場合…12歳以上 10,000円、12歳未満 7,000円
- 亡くなられた方が町民以外の場合…12歳以上 20,000円、12歳未満 14,000円

問い合わせ先/役場環境生活課生活係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

マイナンバーカードの申請について

マイナンバーカードの休日窓口は、令和4年12月で終了しました。出張申請は2月末まで実施しますので、ぜひご利用ください。

出張申請

▶場所/自宅や会館、職場など
▶日時/2月28日(平日のみ、年末年始を除く)まで
9時30分~17時

※2人以上での申し込みが必要です。QRコード先のフォームか、電話でお申し込みください。



出張申請予約QR

申請サポート

以下の事業所でもマイナンバーカードの申請を希望する方に写真撮影などのサポートを実施しています。無料ですので、こちらもご利用ください。

・全国の携帯ショップ ・町内の各郵便局(1月10日(火)より開始予定)

マイナポイントの申請

マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限が、令和5年2月末に延長されました。ご希望の方は、お早めに申し込みください。



問い合わせ先/役場総務課防災情報係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)